

後片づけまで、きちんと。空容器や洗浄液の処理は確実におこないましょう！

散布器具はよく洗い、洗浄液は適切に処理しましょう。

- ◎洗浄液は、環境や後作に影響を与えないよう配慮し、作物の植え付けされていない圃場の土壌に撒きましょう。
- ◎片づけの際も、保護具を着用しましょう。

- A 薬液タンク、ホースを十分に洗浄しましょう。
- B 洗浄液が河川、湖沼、用水路、下水等の水系に流入することのない場所で洗浄しましょう。



- C 作物のそばでの洗浄や、住宅地周辺の洗浄は避けましょう。

農薬は計画的に購入し、余らせて廃棄することのないようにしましょう。

散布液は、散布ムラの調整に使用するなどして、最後まで使い切りましょう。



後片づけは、最後まできちんと行いましょう！



残った農薬は・・・

密栓または密封し、鍵のかかる専用の場所に保管する。



誤用・誤飲・誤食を避けるために、他の容器に移しかえない。



容器に農薬を残したままで、廃棄しない。



余った農薬や容器に付着した農薬は、河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しない。



使用済みの空容器は、中の農薬を除去しましょう。

- ◎容器の形状にしたがって処理しましょう。
- ◎洗浄済みの空容器は、廃棄するまで適切に保管しましょう。
- ◎他の用途には絶対に使用しないようにしましょう。
- D 袋状の容器は、付着分がないことを確認し、たたんで保管しましょう。
- E びんや缶状の容器は、水洗いを3回以上繰り返し、まとめて保管しましょう。
- F 揮発性農薬の入った缶状の容器は、適切な方法で完全に臭気を抜きましょう。
- G エアゾール缶の容器は、内容物を使い切り、指定された回収場所に出しましょう。

👉 除去方法の詳細は、表面の解説をご覧ください。

後片づけの仕上げは、適切な処分！

洗浄済みの空容器を廃棄する際や、残った農薬をやむを得ず廃棄する場合は・・・

次のいずれかの方法で適切に処分しましょう。不法に投棄したり、自家焼却や野焼きをするのは厳禁です。①

- ①排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ②市町村が回収・処分している場合は、定められた方法に従う。
- ③地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

農薬を使ったあとは…

きちんと 後片づけをしよう!



お問い合わせ先

(社) 緑の安全推進協会
〒101-0047 東京都千代田区
内神田3-3-4
TEL.03-5209-2512
FAX.03-5209-2513
<http://www.midori-kyokai.com>

農業工業会
〒103-0025 東京都中央区日本橋
茅場町2-3-6 宗和ビル4階
TEL.03-5649-7191
FAX.03-5649-7245
<http://www.jcpa.or.jp>

テーマは“安心・安全”。ポイントを押さえて、きちんと後片づけしましょう!

✓ 後片づけ“4つのチェック”



□ チェック①

散布液は、すべて使い切りましたか?

散布液は、余らせて廃棄することのないよう使用量に合わせて調製し、すべてを使い切らしましょう。

□ チェック③

洗浄液は正しく処理しましたか?

使用済み容器や散布器具等の洗浄液は排水路や河川に流さず、適切に処理しましょう。

□ チェック②

空容器に付いた農薬は除去しましたか?

使用済み容器中の付着農薬の除去法は、容器の形状によって処理方法が異なります。

□ チェック④

空容器は正しく廃棄しましたか?

洗浄済みの空容器は、他の用途には絶対に使用せず、環境に影響を与えないよう適切に処理しましょう。

使用済み容器中の付着農薬の除去法

袋状の容器の場合

- ① 薬剤散布機や希釈用容器に中身の農薬を移したのち、さらに袋を軽く叩いて内面への付着分を薬剤散布機や希釈用容器に入れる。
- ② 眼に見えるような付着分がないことを確認し、たたくで保管する。



揮発性農薬(クロロピクリン剤等)の缶状の容器の場合※1

- ① 消毒機の薬液タンクに移した薬剤は、缶の腐食の恐れがあるため、製品缶に戻さず使い切る。
- ② 使用済みの空き缶は畑の隅等、周囲に影響を及ぼさない場所で逆さにして、液・臭気がなくなったことを確認して適切に廃棄すること。



※1 詳しくは、「クロロピクリン工業会」のHPをご参照ください。
www.chloropicrin.jp/fm/akikan.html

びんや缶状の容器の場合

- ① 薬剤散布機や希釈用容器にボタ落ちがなくなるまで中身の農薬を移し、容器の約1/4の水を加えて密栓。よく振ったあと移し、散布液調製に使用する。
- ② これを計3回繰り返し、付着分がないことを確認する。
- ③ 容器内の水をよく切って、まとめて保管する。



エアゾール缶農薬の容器の場合※2

- ① 内容物が噴出し危険なので、不用意に穴をあけない。
- ② 中身が残ってしまった場合は、火気のない風通しのよい屋外で、周囲に飛散しないようティッシュや新聞紙などに吹き付けるなどして、噴射音が消えるまで内容物を出し切る。
- ③ 「ガス抜きキャップ」が装着されている容器では、その使用方法に従う。



※2 詳しくは、「日本エアゾール協会」のHPをご参照ください。
www.aij.or.jp/exhaust.html

後片づけをきちんと。農薬事故ゼロを目指して。

農薬の適正使用と後片づけの励行は、農業による事故や被害を防ぐのにとても重要です。農林水産省の平成23年の発表でも、散布者の事故より、使用後の管理不良による周辺住民の被害、保管管理不良による誤飲等、更には運搬中の事故や廃棄容器中の残農薬による被害が目立っており、このことを裏付けています。

※詳しくは、「農林水産省」のHPをご参照ください。
www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/pdf/21jikochousa.pdf

私達はこれまで、農業による事故や被害を限りなくゼロにしたいと、保護具の重要性や着用促進を訴える冊子を作成してきました。これに引き続き今回は、後片づけの重要性をご説明する冊子を作成しました。

保護具を着用することは、自分に対する優しさであり、そのような人は周辺住民や環境への気配りもできる方です。更に後片づけにも気を配ることが、空容器の適正処分、周辺住民や環境への配慮につながり、農業による事故や被害、散布器具の洗浄不足による基準値超過事例を減らすことになります。どうかこの冊子をご参考にされ、「きちんと後片づけ」にお役立てください。

◎使用済み農薬空容器の種類、洗浄法、処理法の区分

○:適用 △:個々に確認が必要

農薬容器の種類		洗浄法 (3回洗浄)	処理法*1
素材	形態		
プラスチック類	プラスチックボトル	○	産業廃棄物 として処理
	プラスチック缶	○	
	プラスチック袋	○	
	プラスチックキャップ・ 中栓その他(筒、チューブ)	○	
金属類	アルミ袋	○	産業廃棄物 として処理
	金属缶	△	
	金属キャップ	△	
ガラス類	ガラスびん	○	事業系 一般廃棄物 として処理
紙類*2	紙袋	△	
	紙パック	○	
	その他(紙筒など)	△	

*1.産業廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者に、一般廃棄物は、許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者に処理を委託することが法律で定められています。詳しくは、中面の解説をご覧ください。

*2.湿気防止のため、紙ベースに、樹脂やアルミなどを貼り合わせた容器と、樹脂を塗布、アルミ蒸着加工をした容器があります。
両者を貼り合わせている容器で、剥がすことが可能なものは、それぞれを剥がして分別・排出しましょう。
樹脂を塗布したもの又はアルミを蒸着した容器は、容器素材の大半を占める紙類又はプラスチック類とみなします。

●家庭園芸用の農薬・空容器・エアゾール缶の処分法については、お住まいの自治体にお尋ねください。